

平成21年度

生徒の進路に関する意見交流会の概要

と き：平成21年12月21日（月）

ところ：春日野荘（奈良市法蓮町757-2）

奈良県PTA協議会

進路対策委員会

1. 新型インフルエンザの対応について

(1) 公立高等学校入学者選抜試験の際、新型インフルエンザに罹患した生徒への対応・対策はどうなっているのか。できれば何らかの対応策を講じてほしい。

昨今の情勢をふまえ、この新型インフルエンザに対し高校入試をどのように対応していくのかということで、約2ヵ月間の調整をしてまいり、中高の入試の連絡会でもご意見を聞かせていただいたり、様々な場所でご意見を聞かせていただいたりしながら調整させていただき、12月9日には、中学校長と高等学校長への説明会をさせていただき、その後、記者発表させていただいた。

県Pの役員の皆様にも説明させていただいたところであり、12月14日には県民向けに概要をホームページにも掲載させていただいた。

近府県では、兵庫県は実施する、大阪府は実施しない。

奈良県は、教育長の方は最初から子どもに受験機会を第1志望のものを確実に確保してあげるという姿勢で実施する方向で検討してまいり、こうした説明会、記者発表、概要をホームページに掲載ということになっている。

実施いただくのは、特色選抜、一般選抜、大和中央高校の定時制課程のA、Bの選抜と通信制課程、十津川高等学校、帰国生徒の特例措置、こういった入試において、新型インフルエンザに罹患したことにより受験できなかった者に対し、当日の受験については罹患して保護者・医者判断で受験が可能だということに対しての別室というものも当然対応すべきだと思っているけれども、やむを得ず受験ができなかった場合には、追試を実施するというところで発表させていただいているところである。

(2) 厚生労働省が発表した新型インフルエンザの予防接種の優先順位について、学校現場で多くの児童・生徒に接する養護教諭について接種の優先順位を上げる要望を出すことは可能か。

回答する前に県の情勢についてお知らせしておきたいと思う。

罹患率とは今のくらいインフルエンザに罹ってしまった子ども達がいるかということで、7月1日～11月30日までの罹患率を調べたところ、クラスの50%以上罹っているクラスが幼稚園では5.8%、小学校では15.6%(436クラス)、中学校では5.7%(63クラス)、県立学校では1.4%(10クラス)である。

非常に罹患率が高くなっている。ひどい所になるとクラスのすべてが罹ってしまったというような所もたくさんある。

出ている教職員の罹患率は、12月13日までの統計であるが、今現在市町村立の教職員が363名罹患している。この中はほとんどが学級閉鎖をした学級担任の先生が非常に多いということであった。

養護教員というのは余り含まれていない。県立学校はちなみに75名ということである。

児童・生徒の罹患率の方は12月1日から現在まででずいぶん増えており、このパーセンテージはあてにならない。

皆さんご存じだと思うが、健康増進課の方からワクチン接種についての報道発表があり、優先順位の発表である。中学校3年生、高校3年生のワクチン接種は1月中旬からという予定であったが、中学生、高校生のワクチン接種の回数が1回と見直され、接種時期を1月上旬に前倒しすると報道発表があり、本日から申し込みを開始している。

1歳未満の方、小学校の高学年、中学校3年生、高校3年生この4種別が本日から申し込みの開始をし、接種開始日が1月12日からとなっている。

ほとんどが市町村ではグループ接種というか、市町村の方でまとめてどこかの病院または医院で接種をするというような形をとっていると思うが、高校生はほとんど個人接種の形をとる。

ご要望については、県の新型インフルエンザ対策本部を通じ、厚生労働省等に行うことはできるが、実施に至ることは非常に難しいと考えざるを得ないというような状況である。

2. 奈良県私学前納金の撤廃ならびに高等奨学金制度について

(1) 他府県私学では前納金がなかったり、返金されているにもかかわらず、奈良県私学は納入が義務づけられ、返金されないなど、不満をもっている。また、公立校の合格発表後に納付できるよう、納付時期をずらすことができないか。私学に対する働きかけをお願いしたい。

前納金の話だが、平成6年から現在の額になっているが、私立学校というのは学校法人がつくっている。そういうことで公立学校と違い、法律上で所管庁（許認可するの）が奈良県になるので、こちらがもっているのだが、その関与が必要最小限にとどめられている。学校教育法の第14条に、授業時間数であるとか、いろんな設備の違反した場合に、それを改善する文書を出すことができるが、私立学校の場合は、私立学校法の第5条において、この適用を除外するという規定になっている。

そういうことから、たとえ私立学校に法令違反があってもできないというのが法的な取り組みとなっており、前納金の制度については、県が直接的に関与できる問題ではないと認識している。

ただ、保護者の皆様方がおっしゃっている主旨はよくわかるので、私どもとしても県の私立中学高等学校連合会に主旨をお伝えさせていただき、検討いただくようお願いしたいと考えている。尚、県としては、これも毎年答えて申し上げているが、生徒さんの授業料であるとか、生徒の諸会費を納められている保護者の皆様方の経済的な負担を軽減する、あるいは、私立学校の教育環境、例えば教室の机であるとか黒板であるとかを整える。それからもう一つは私立学校を永続的にやっていただくということで、私立学校の経営を健全にやっていただくという主旨で、教育経常経費補助金というのを奈良県が出している。その補助金の充実をいたし、なるべく授業料については抑制いただく、あるいは、保護者の皆様方に対しては、私立高等学校に通っておられる方々について、授業料軽減補助金をだしており、これを支給することにより負担を軽減していただくということで実施しているところである。平成22年については、もうご承知のことと思うが、高等学校の実質無償化の話があり、私立学校についても高等学校修学支援金ということで今のところ全所帯に約12万（11万8800円）の支給がある。また、一定所得以下、今、国が考えているのは、年収で約500万円以下については、2倍を支給するというところで動きが出ているが、これについてはまだ概算要求の段階であるので、今後どういう具合になるのかわかっていないが、そういうことも動きとして出ている。私学を預かるものとしては、私学振興の上に立ち、予算の確保に努めていきたいと考えているしだいである。

(2) 奨学金制度について保護者自身があまり理解できていないこともあり、中学生の時期からその基準や資格などを周知に努めてほしい。

今現在県の方でやっている奨学金については、高等学校奨学金ということで「修学支援奨学金」、「育成奨学金」2種類の奨学金を貸し付けている。

ほかに、福祉部所管の方で生活福祉資金の中の「教育支援資金」というものと母子・寡

婦福祉資金の中の「修学資金」そういう2つを合わせて4種類、県の方で奨学金をやっている。教育委員会としては、「修学支援奨学金」と「育成奨学金」の2種類をやっている。

これらの中学生時分から周知ということであるが、中学3年生に対して毎年9月にリーフレットを作成し、中学校を通じて中学3年生全員に配布している。その中に募集時期であるとか貸与時期、それから詳しい内容は、学校支援課、授業料奨学金係の方とか問い合わせ先などを記載させている。制度の概要もそこに書いており、対象者、どういう方々が対象になるのか、それから申請に際しどういうものが必要か記載している。そういったリーフレットにより、中学3年生時に各中学生、翌年度高校生になる方に対して周知している。それと合わせて、中学3年生の時期に、育成奨学金の中学予約というものをやっている。それは、中学校を卒業し私立でも公立でも構わないのだが、高校に入学した時に育成奨学金を借りられるということをやっておくという制度になっている。

それは毎年10月に募集している。今年も確か98名ほど申し込んでいただいているはずである。ただ、条件に合っていない、所得が多いとかそういった方については、お断りしたので、70名余り予約されているという状況になっている。それ以外にも県教育委員会学校支援課のホームページで、県が取り扱っている奨学金に関する募集時期であるとか様々な情報を提供している。

3. 奈良県高等学校総合寄宿舎入寮資格（居住地の指定）の緩和について

(1) 同一市町村で近所同士なのに入寮できなかったという例があると聞いたが、寄宿舎へ入寮可能な地域の線引きがどうなっているのかを知りたい。入寮希望者が減ってきている現実から考えても、居住地の指定緩和はできないか。

総合寄宿舎へ入寮資格の緩和ということであるが、もともと総合寄宿舎というのは、交通条件に恵まれない山間地（へき地）に住所を有する等で、通学に困難な事情のある高等学校の生徒に対して、宿泊の便宜を供するというで設置されたものである。この入寮資格というか入寮区域とかそういったものについては、私どもは条例で定めている。具体的には、同一市町村内で近所同士で入寮できないということはおそらくないのではないかなと思うのだが、例えば、曽爾、御杖、それから吉野郡の黒滝、天川、野迫川、十津川、下北山、上北山、川上、東吉野。こういった所は全村対象地域になっている。ただ、奈良市、五條市、宇陀市、山添村、下市町といった所で一部対象になっていない区域がある。しかし、この区域については、へき地指定を受けている小学校の校区を対象区域にしているので、校区の境目で違う学校に行っておられれば対象外になっているという可能性はあるが、同じ市町村内の近所同士というのはあまり起こりえないのではないかなと思っているのだが、一応その区域指定というのは、そういうふうになっている。それで、これを変えようとする、条例の変更とかが必要になってくるので、なかなかおいそれとはいかないのかなと思うが、いずれにしても、一部の区域、一部しか入っていない市町村の区域を全域にするとかという以外にはないのかなど。奈良市はほとんど月ヶ瀬村が対象になっているのだが、五條市だともとの西吉野村、大塔村といったところが対象となっている。もともとの五條市は対象外になっているし、宇陀市は大野とかは対象になっていないが、旧の室生村の一部は対象になっている。山添村の方では、おそらく役場の近辺というのは対象になっていなかったと思う。下市町であれば丹生や峠を越えた地域はその対象になっているが、峠を北の方へ来た所は、もともとへき地ではないので対象外になっている。この区域の変更というのかなり難しいと思っている。

(2) 寄宿舎の住環境については、一定改善されたが、定期点検や夜間の電気や冷暖房な

ど環境改善を引き続き要望したい。へき地からの進学希望者が希望あふれる高校生生活を送れるようお願いしたい。

先ほど言い忘れたが、毎年（期間ははっきり覚えていないが）秋の終わり頃、それから1月、それぞれの寮の寮長と舎監が、各対象の中学校を回り、寮の紹介と勧誘等を行っている。昨年、年度末で吉野寮を閉じたので、男子の畝傍寮と女子のかぐやま寮の現在2寮となっている。

畝傍寮については、平成20年度18人であったものが現在22人、かぐやま寮は逆に29名であったものが22人。今、4月1日現在の入寮生はそのような形になっている。

昨年の交流会で、特にかぐやま寮のお風呂の水の入れ替え等についてお話を聞かせていただき、私どもの方でも、たまたま予算がついたということもあるのだが、1月に対応させていただいている。それまで3週間に1度の水の入替え、そうは言ってもこのお風呂は循環ろ過式のお風呂なので、1週間に2回はお湯の一部を（半分くらい）入れ替えている。それまでも3週間に一度全部の水を入れ替えるということにしていたが、今年の1月5日から2週間に1回に改めさせていただいている。そういった措置により、このろ過機のメーカー等々から伺っていると、それで十分清潔にお風呂に入っただけだと聞いている。

それから確か、夏休みの期間をもっと短くという話もあったと思うのだが、畝傍寮については平成20年度では7月31日～8月19日までの閉寮期間ということになっていたが、今年度は7月31日～8月15日とさせていただいた。かぐやま寮については、平成20年度7月27日～8月17日であったが、今年度は8月2日から8月16日、ほぼ盆の期間閉寮ということにさせていただいた。この閉寮期間であるが、この期間中に寮長と舎監がそれぞれの寮生の家庭訪問等を行っている。そのため、開けておいてもその間家庭訪問をしているので、寮がほぼ空っぽになってしまうというような状況になっている。

それから暖房時間の延長ということであるが、現在暖房はどちらも夜の12時までとさせていただいている。それ以前に、寮全体の消灯というのは10時半までとしている。後は各部屋の方でスタンド等で対応していただく。暖房（冷房も同じであるが）については、12時までということにさせていただいている。ただ、テスト期間中については、10時半の消灯を12時まで延長しており、スタンドでの点灯というのは朝までやっても構わないということにしている。ただし、暖房は12時で切れる。

また、それぞれの寮は2人で1部屋となっているので、寮生2人ともが夜遅くまで勉強するのであれば良いが、片一方しかしないとなると、もう1人の寮生には迷惑をかけるという問題もあるので、だいたい12時ぐらいには切られているのではと思っている。光熱費などの管理運営費に関わることになっている。昨年度は補正で若干余裕が出来てきた。今年度については、それをそのままカットされずに光熱費というか管理運営費を確保できているので、そういう年度末の状況をそのまま使われていくということで、それ以前の年よりも幾分楽になっていると思っている。

(3) 他府県への受験はだんだんと条件が難しくなっている現状がある。交通の便が悪いところに生まれ育った中学生の進路選択の幅を狭めてしまうことがないようお願いしたい。

他府県への受験ということで、条件が難しくなっている現状、もし具体的にあれば、また私どもに教えていただきたいと思う。おそらく三重県のことかと思いつつながら回答させていただきたいと思うので、奈良県教委と三重県教委の方では覚書というものを交わして

おり、県境にある奈良市立月ヶ瀬中学校、山添村立山添中学校、曾爾村立曾爾中学校、御杖村立御杖中学校、下北山村立下北山中学校出身生徒については、三重県の県立高校への進学が認められている。県としては、この覚書に基づき、関係1市4村の中学生の進路保障をより確かなものとするため、三重県教委の理解を得ながら三重県立高校7校への進学制度を堅持してきた。現在は、関係1市4村の出身生徒で、三重県立高校には、第1学年で23名、第2学年で19名、第3学年で25名、合計67名が在籍をしていることになっている。

平成21年度からの入試からは、三重県立高等学校の前期選抜に志願できるものの総数について、三重県立高等学校への志願者数の30%以内とする総数の制限があったが、これを撤廃することが出来ている。また、上野高校への進学枠も9名から1名増え、10名にすることも出来ている。

それから個別に協議をすることによって（昨年三重県教委の方へ2回足を運んだ）そんな中で下北山中学校の進学に対して子どもたちが受けられる状況を、なんとか協議の場でも三重県に了解をいただいたということがあり、三重県に関しては制度も厳しくなっているという現状は（私自身）認めていないけれども、これが他府県（例えば和歌山県等）においてそのような個別の事情があれば私どもに教えていただきたいと思う。

4. 県立高等学校に特別支援学級を設置してほしい。

(2) 県立高校の中で、バリアフリー化されている施設を公表してほしい。

従来から県内すべての高等学校で、計画的に廊下や階段の手すり、スロープ、身体障がい者用トイレ等の整備を進めてきたところである。エレベーターについては、今現在ある33高等学校については、どこにもついていない。ただ、スロープや障がい者用トイレ、トイレの手すりや廊下、階段の手すり、点字ブロックといったものは各学校に整備しております。ただ、スロープ設置箇所はそれぞれの学校で何箇所と書いてあるのだけれど、これですべてバリアフリーというかバリア無しに移動できるかということなかなかそうもいえないのかもしれない。

1階から2階に上がる時に、手すりがあっても、下肢不自由者、車イス等でしか動けないような方については、上にあがれないというような状況。ただ、県立高校の場合については、階段については自走式の昇降機（車でなくキャタピラ式）を持っており、階段を車イスでしか移動できない生徒が入ってこられた時については、自走式の階段昇降機をその学校に配置するという事で対応することになっている。

階段は坂になっているが、その昇降機は、人はもちろん階段に沿って上がるわけなので、斜めになっているが、車イスが乗っている面は水平になっているので上りはそう感じないとは思いますが、下りの時はかなり高さを感じるのかもしれない。そういうものはあるが、一応それに固定するので安全だと思う。自走式と言っても先生が1人か2人付いていただくということになっているので、従来からそういうもので対応してきたところである。そういう方がおられるクラスを、例えば3階建ての校舎であれば、1階の方で対応するかそういう工夫をして従来対応してきたところである。過去に2名、体温調節が出来ない生徒については、その学校にクーラー、エアコンをその教室だけ設置して対応してきた。生徒の個別な事情に応じ、スロープやトイレ、手すり等を整備してきているが、不足する箇所においては随時整備をしていきたい。

(3) 特別支援学級において将来自立できるような方向への進路対策の現状について教えていただきたい。

現状で言うと、平成20年度の高等部、特別支援学校の卒業生の進路状況であるが、大雑把に進学が7.82%、就職が30.73%、福祉施設等50.84%、あと未定療養等が数%という状況である。

一般就労を目指して、子ども達に実習なり、職場に出向いて慣れていくというようなことを、進路の先生、担任の先生がいろいろ指導してやっているという状況にある。それが一般就労になかなか繋がらないという厳しい現実もある。

そんな中で、福祉施設であるとか作業所であるとかそういう所で進路体験学習、職場実習というものに積極的に取り組んでいる状況である。

例えば、医大に入っている自販機関係の売店の仕事で実習に行ったという話も伺っている。行った子どもさんは、はじめ不安を持って行ったようであるが、周りの支えもあって、非常に自信をつけて実習を終えられたということも伺っている。そういったことで、より実践的な就職に結びつくような実習をめざしてやっていく。ちょっとでも実習してもらえる事業所等を探すということで、進路の教員が中心となって、いろいろと土を向いている状況である。

卒業した後もその事業所へどうですかと出向いていたりもしている。

5. 進路についてのアンケート集計からの質問・要望

(1) 進路情報について

県教育委員会のホームページ(進路情報)について、保護者の約8割が「知らない」と答えており、工夫が必要かと考えるがどうか。印刷物での情報も併せてお願いしたい。中学校を通じての情報が少なく、中学校と保護者との迅速なコミュニケーションが不足していると感じる。「塾に行って情報を得ないと不安」という声もある。しっかりした受験情報が手に入るようお願いしたい。

進路に関わる情報は、私どもの学事係というところが、入試を中心な情報を行っており、この係の方で、6月には、入試の種類・日程というものを定め速報版を、7月には県立高校入学選抜参考資料を、9月には実施要項の説明会を行い、要項や概要といったものを中学校に配布させていただいている。又、それらの資料は、学校関係者だけではなく、どなたにでも見られるように、県のHPに掲載している。それから、昨年度から新たに学校の特色とか進路状況を学校ごとにまとめた資料、学校紹介、これも掲載している。県のメールマガジンにも入試速報、入試情報を何本か載せています。

P T A等から要望があった、「出前トーク」ということで、学事係が説明に出向かせてもらっている。こういった形でいろんな資料を作成し、正しい情報を伝えていくという努力をしているわけであるが、保護者の8割が知らないと回答しているということを知っているかというところ、そこがわかっていない。

この実態が分からずに、自己満足の状態で、情報を様々な所に流らせていただいているというのが現状であるということを知って、愕然とした。

やはり、県Pの皆さんと連携をとり、HPのアドレスを4月当初から学校教育課のアドレスをお教えするなり、いろんな形でHPを見てもらえるような対応をしっかりとっていく必要があるのではと考え、中学校へ配布している資料も、いろいろP T Aの方々に共有できるような形で、全保護者に配布することは当然出来ないけれども、県Pの役員さんに情報提供をいち早くすれば、月に1回役員会を開いていただき、それからそれぞれの市町村の方へおろしていただくこともできると思われるので、しっかり情報交換、情報提供をしていく必要があると、改めて認識したしだいである。

(2) 特色選抜について

特色選抜の入試が導入されて、4年が経過したが、この制度の効果、成果を検証する予定があれば伺いたい。併せて、以下の3点についてお答え願いたい。

- ① 特色選抜は受験日が早いため、一般選抜を控えた受験生にプレッシャーを与えているのではないか。入試の際の偏差値も、一般選抜のそれとは異なり、概して高レベルの入試となっている。入学後の差はあるのか。また高校側にとっては、希望どおりの生徒が確保できているのか。

入学者選抜の日程について、追検査を検討するときに、他府県を含めて入試日程について調べさせてもらったが、本県の入試は全体として、わりと幅が狭い。特色選抜があって一般選抜があって、その間をかなりタイトにしている。

私学の入学試験があって、合否判定が出てから特色選抜の出願へ、ギリギリ間に合うような日程にさせていただき、追検査は入学金には間に合わないが、一般選抜の合格の方は、私学の入学金の支払いがスタートするような時期に、これは、今回は3月18日に合格発表となるけれども、その後に私学の入学金の支払いがあるなかで、大阪が若干それよりももう少し遅かったと思うが、そういったかなりタイトな中で入試日程を定めているので、日程に関しては、これがギリギリになるのかなと思っている。

この特色選抜の趣旨が、きちっと活かされているのかどうか。それから高等学校の方でかなり競争率が高くなっている一部の普通科高校もあるとか。特色選抜で入学した子が、入学後どうなのか。確かに、高等学校の校長先生からは、やはり意識が高く、リーダー的な存在として活躍していると聞いている。普通科で特色選抜のコースで学級編成がされている所はよくわかると思う。学級編成が特色選抜合格者でされない所のご意見だと思うが、一部はリーダーとして活躍している現状はある。ただ、すべて通った子がそうなっているのかということ、そういうことでもない。そういった課題もあると認識している所である。

- ② 普通科高校が、特色選抜を実施する必要性がない、もしくは必要性が薄いと考えるかどうか。また一方で、早く合格したいために安易に特色選抜を受験希望する生徒がおり、保護者、生徒に十分な理解が得られていない状況がある。普通科高校進学後に取得できる資格に向けての準備期間にできるかと思うが、それについての情報すらない。どう考えているのか伺いたい。

一般選抜との大きな違いは、一般選抜は、学力検査5教科と調査という成績で、2：1ぐらいの比率で、学力検査が重視されるような入試として総合評価していく。特色選抜は、それにかわり学力検査、作文、小論文、面接、実技、この中から最低2つ以上の検査で行う。

子ども達の学力の評価をするにあたり、ペーパーテストだけではなく、表現力とか論理力などいろんな尺度から、子ども達を総合的にみることが出来るということでスタートしたが、一部の普通科高校で7倍、8倍と高倍率になっており、その辺の趣旨が活かされているのかどうかという大きな課題があるのは事実である。この特色選抜の普通科の中にもコースというものと、普通科に、コースがなく普通科だけのものがある。普通科のコースがない普通科だけの選抜に関して、県がどのように考えていくのかということであるが、本年2月に現在の高校生に調査を行ったところ、受験機会が増えることを85.1%が、保護者の方で86.6%、肯定的な結果であった。ただ、普通科高校において競争率が高くなるということに関しては、大体半分ぐらいに評価が分かれており、これをふまえて、

特色選抜に関して今後検証していくことで、これを今後どのように分析をし、どのように入試制度に反映させていくかを考えるワーキンググループを、教育委員会内に立ち上げたところである。

それから資格取得の準備期間であるが、多くの普通科高校でコースを持たない場合には、とにかく大学進学ということで、普通科高校自体に資格取得ということを目指してないので、ここも具体的に何かわかればお教え願いたい。

- ③ **スポーツ特別選考については、インターハイに向けての制度であると聞いており、今後継続するかどうかは「成果を見て検討する」と伺ったが、平成22年度以降どうされるのか聞きたい。また、文化及び芸術活動に対する特別選考導入についても、どういう状況にあるのか説明してほしい。**

特色選抜について、他府県では、推薦選抜とか一定の制限を設けたような入試制度を行っている。本県の場合は、出来る限りいろんな生徒さんを受け入れるような制度であるので、普通科で逆に高倍率になっている現状である。

このスポーツ特別選考は、平成19年度の入学者選抜から本県を中心に、インターハイが今年開催された。特にこのスポーツ特別選考の評価としては、実施した高校の多くが運動部活動の活性化につながったという声が多かった。中学校の校長先生の中でも、この入学者選抜に関する入学会議という場で、この制度を継続してもらえないかという意見があった。高等学校の校長先生や、中学校の校長先生方の意向をふまえながら、高等学校の特色化をさらに進めるためにも、この平成22年度の入学者選抜において、スポーツ選考として継続した。スポーツ特別選考を、スポーツ選考というかたちで継続させていただいたこと、ご理解をいただきたい。

そこで文化部とかいろんな部活動、あるいは子どもが持っている特技、それからこれまで中学校で活動したことといったことに広げる、拡大する、新制度とするところまでの考えはまだ持っていないので、今後、特色選抜というものをどのようにしていくか、それからこのスポーツ選考を今後も継続していくのかどうかといったことも、ワーキンググループを立ち上げたので、検討していきたい。

(3) 調査書の絶対評価について

- ① **評価の基準は公平であるべきだが、公平性・客観性を確保するために、中学校や教職員への研修を徹底してほしい。**
- ② **地域格差や学校格差が生まれるのではないかと、懸念を抱いている保護者・生徒もいる。情報不足が不安の源であると考えがどうか。**

- ①、②を合わせて答えさせていただきたい。

平成17年度入試までの3年間を準備期間として、国立教育政策研究所からの評価基準例、具体の評価事例、本県の教育研究所で作成した評価についての研究成果等により、研究を続けてきた。県としては、教員が客観性、信頼性のある強化プロセスを確立し、生徒の学習活動を的確に評価できる力量を高めるための、中学校への要請訪問などもして、指導をしてきた。こういった取り組みを通し、平成21年度入学者選抜において、各中学校で作成した調査書には、極端な偏りは見当たらず、選考資料として適切であったと認識している。県としては、中学校へ訪問し、調査もしていたが、次年度からはその訪問をしなくても、定着していると判断をし、訪問はしない。ただ、その評価の分布表については、すべて県教委に挙げるようになっており、その分布表でやはり評価に偏りがあるとか、そ

ういったことが出てきたら、県としても訪問指導していくという対応をとれるようにしており、中学校の方でも全県的に正しく評価する努力をされており、県もこういった対応をしているということで、ご理解いただきたい。

6. 中学校卒業後の進路について

経済的な条件から公立高校進学を望む家庭が9割を占めるが、やはり進路情報が不足しており、特に高校卒業後の進路状況のデータなどが欲しいという意見があった。中学1年生から進路選択を視野に入れた指導が展開できるよう、きめ細やかな進路情報を提供してもらえよう願いたい。

これも先ほど申したように、自己満足にならないように、今中1、中2、中3と子どもが学年進行していくなかで、適切な情報を与えてあげてほしいということで、中学校とも協力しながら出来る限りの情報提供をしていく努力をしていきたい。

奈良県PTA協議会